

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 2 日

各都道府県・指定都市・中核市

生活福祉資金貸付制度主管部局・生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付に関する対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、各都道府県社会福祉協議会等関係者の皆様のご尽力により、本年6月20日時点までの速報値で、緊急小口資金が、申請件数 460,560 件、決定件数 435,087 件（決定金額 771.7 億円）、総合支援資金が、申請件数 122,509 件、決定件数 97,225 件（決定金額 510.0 億円）の実施状況となっております。

総合支援資金の特例貸付（以下、「特例貸付」という。）については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年5月18日社援0518第1号厚生労働省社会・援護局長通知）により、実施していただいているところですが、特例貸付としての貸付期間について原則3ヶ月を超える貸付を実施する場合の具体的な取扱いについては、本日以降の貸付期間の延長について、下記のとおりとすることとしましたので、対応に遺漏なきよう願います。

なお、「総合支援資金の特例貸付の円滑な対応について」（令和2年5月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）により、緊急小口資金から総合支援資金への円滑な移行のための対応については、既にお示ししているとおりであるので、再度、内容を確認し対応に誤りのないよう徹底を重ねて御願います。

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市区町村生活福祉資金貸付制度主管部局へ周知いただき、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）生活困窮者自立支援制度主管部局に周知し、市区町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、自立相談支援機関へ周知いただきますよう、よろしく願います。

また、全国社会福祉協議会におかれては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会への周知に万全を期すよう願います。

記

1 貸付期間の延長について

特例貸付については、貸付期間を原則3月以内としているが、緊急事態宣言の延長等による経済状況等を考慮し、また、貸付を受けている方の状況等も踏まえ、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯の貸付期間を特例的に延長することとする。申請受付期間を令和2年9月末としていることから、貸付期間の延長は1回(3か月以内)までとし、申請受付期間内(令和2年9月末)に申請決定されたものまでとする。なお、特例貸付における償還免除の取扱については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」としているが、今般の総合支援資金の原則3ヶ月の貸付期間を延長する特例的な貸付(以下「延長貸付」という。)分についても、償還免除の対象とすることができることとする。

2 貸付期間を延長する対象者

延長貸付については、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合に対象とするものとする。

なお、特例貸付の初回貸付を受けており、9月までに3月目である貸付期間が到来することが必要となる。

3 貸付期間の延長に当たっての留意事項

特例貸付における原則の3ヶ月の間は、「総合支援資金の特例貸付の円滑な対応について」(令和2年5月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)の記1のとおり、自立相談支援機関による支援を不要としているところであるが、貸付期間の延長に当たっては、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関による自立に向けた支援が必要であり、借受人が自立相談支援機関による支援を希望し、支援を継続的に受ける場合に延長貸付を行うものであることに鑑み、

- (1) 実施主体である都道府県社会福祉協議会または市区町村社会福祉協議会においては、特例貸付の初回貸付を受けており9月までに3月目である貸付期間が到来する借受人に対し、郵送や電話、ホームページへの掲載などにより延長貸付の期間、対象となる者、延長貸付期間中の自立相談支援機関の関わり方、自立相談支援機関の紹介(所在地・連絡先・相談受付時間など)について十分な周知を行う
- (2) 借受人は、自立相談支援機関への相談や面談等を経て、社会福祉協議会に対して延長の申込みを実施する
- (3) その上で、市区町村社会福祉協議会が自立相談支援機関からの支援決定などの連絡を受け、

都道府県社会福祉協議会において延長貸付に係る意思決定を行う

ものとし、償還期間中の償還履行が困難と考えられ、要保護者となるおそれが高い者等については、生活保護制度を紹介し、福祉事務所における相談や申請を行うよう促すこと(※)。

なお、借受人が延長の申請を郵送等により行う時点において自立相談支援機関の支援を受けていない場合であっても、市区町村社会福祉協議会は、一旦申請を受け付け、自立相談支援機関の支援を受け始めたことを確認次第、関係書類を都道府県社協に送付するなど柔軟に対応すること。

※ 「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」(平成27年3月27日社援保発第0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知)

5 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要に応じて、相互に連携すること。

(1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者は以下のような者が考えられる。

- ① 要保護者となるおそれが高い者
- ② 支援途中で要保護状態となった者

(例)

- ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合
- ・預貯金が残りがわずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護状態となった者
- ・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態となった場合

また、延長貸付においては自立相談支援機関による支援を継続的に受けることが必要となるが、必ずしも自立相談支援に係る個別支援計画の作成までを求めるものではなく、自立相談支援機関が、借受人に係る生活状況や収入状況の改善見込み等を電話・書面(郵送)・メール等により、借り受けた本人から報告を受け、助言を行うなど自立のために必要な簡易な支援であっても差し支えない。

そのほか、借受人から延長貸付に当たり、相談や面談等を行い、支援決定等を行った自立相談支援機関においては、市区町村社会福祉協議会へその旨を連絡すること。

4 今後、総合支援資金の初回貸付の決定を行う際の留意事項

今後、特例貸付の初回貸付に係る貸付決定を実施する際には、貸付決定時において、2と同様の内容について9月までに3月目である貸付期間が到来する借受人への周知を十分に実施すること。

5 市区町村社会福祉協議会と自立相談支援機関、福祉事務所の連携

当初3ヶ月の総合支援資金の貸付が終了する際には、切れ目なく、円滑に適切な支援へつなげる必要がある。そのためには、市区町村社会福祉協議会と自立相談支援機関、福祉事務所が、事前に

よく調整し、具体的な対応や流れを共有しておくことが重要であるが、基本的な流れを別添資料のとおり示すので、参考とした上で、遺漏なきよう対応すること。

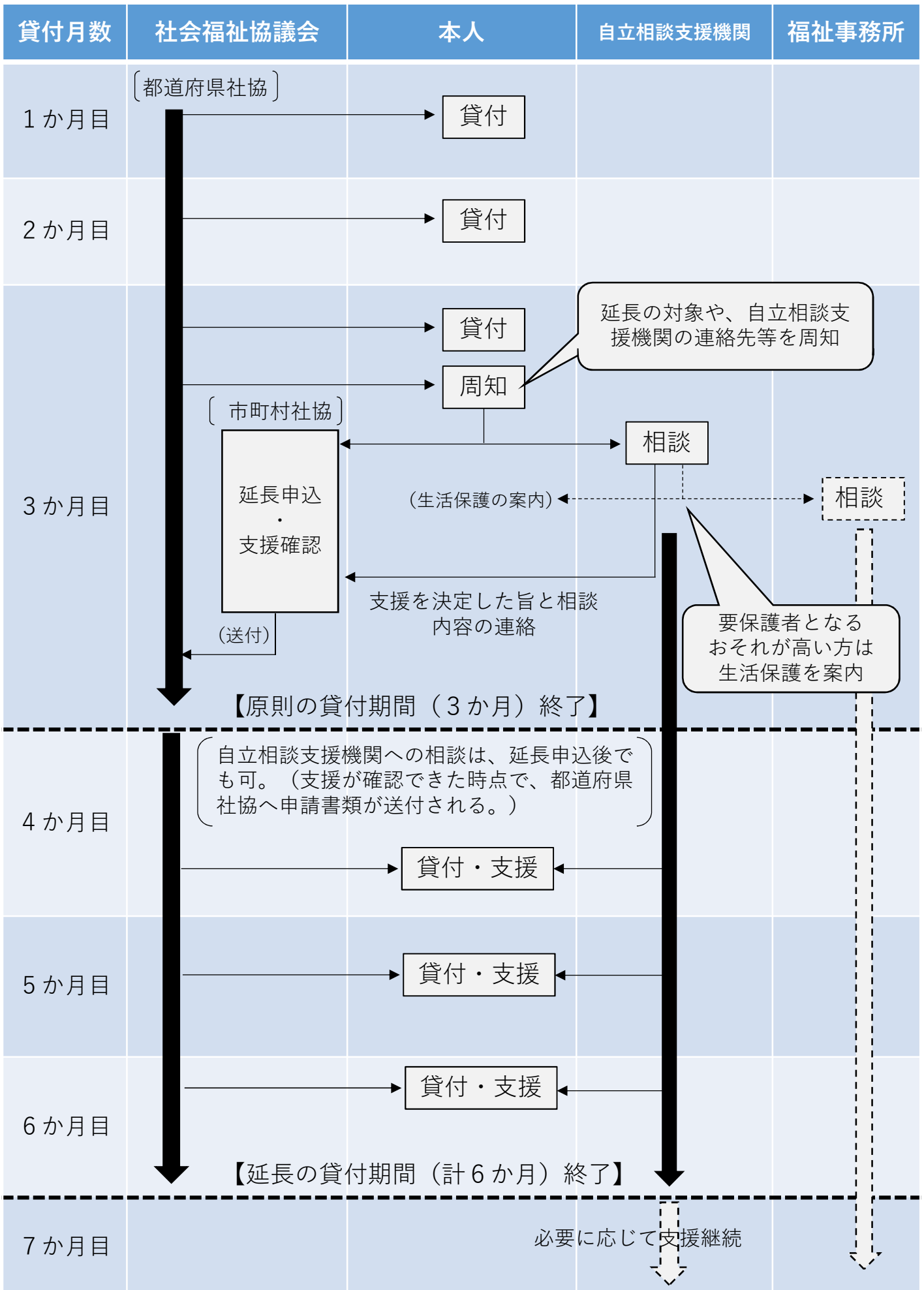
なお、自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、第2のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度と最後のセーフティネットである生活保護制度が、切れ目なく、連続的な支援を実現する上で、特に重要である。このため、次の対応により、支援を必要とする方が、適切な支援が受けられるよう連携強化に努められたい。

- ・ 相談者の負担への配慮から、自立相談支援機関において、既に相談受付・申込票やインタビュー・アセスメントシートを作成している場合には、福祉事務所と情報共有することを伝え、相談受付・申込票において情報共有の同意を得るなどした上で、福祉事務所と情報共有を図ること。
- ・ 福祉事務所へつないだ後は、保護申請や決定の状況を共有し、保護決定に至らなかった場合などにおいては、引き続き、自立相談支援機関において支援を継続すること。

以上

貸付延長に関する市区町村社協等の連携フロー

別添



なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内 —

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

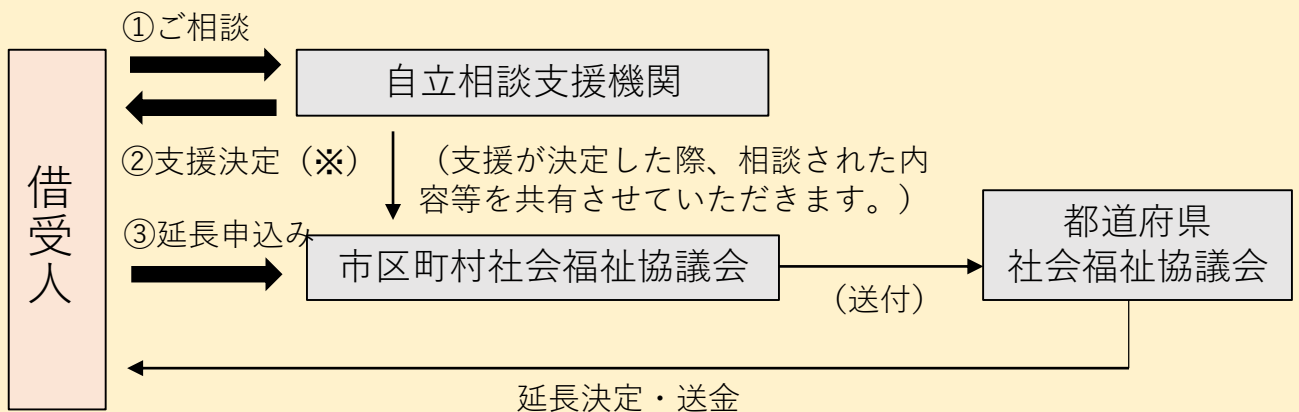
貸付延長となる方

貸付延長となる方は、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

※ 総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、9月までに3月目である貸付期間が到来することが必要となります。

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。まずは、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。



生活困窮者自立相談支援機関とは？

- ・住宅、仕事、生活などの相談窓口です。
- ・自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）により運営しています。
- ・全国905の福祉事務所設置自治体で1,336箇所設置されています。

自立相談支援機関及び総合支援資金の特例貸付の 延長に関する Q&A

Q. 自立相談支援機関はどこにありますか？

A. お住まいの市や区等にあります。(町村の場合は、町村が窓口を設置している場合と、都道府県が設置している場合があります。)

お住まいの地域の窓口はこちらでご確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何か必要ですか？

A. 相談支援の申込票を記載いただきますが、そのほかに、特段ご用意いただかなければならない書類はありません。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。

自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行います。生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回(3か月以内)までです。

Q. 市区町村社会福祉協議会への延長申込みには何か必要ですか？

A. 延長申請書、借用書(延長貸付分にかかる借用書)をご用意ください。

Q. 特例貸付の延長申込みはいつまで出来ますか？

A. 令和2年9月末までとなります。